

## ホテル・旅館等に係る表示制度

### ○表示制度について

表示制度とは、ホテル・旅館等（収容人員が30人以上で、かつ地階を除く階数が3以上）の関係者からの申請に基づき、消防機関が書類審査や立入検査を行い、消防法や建築基準法に適合していると認められた場合表示マークが交付され、表示することができる制度です。

表示制度の対象とならない2階以下または収容人員30人未満のホテル・旅館等は「表示制度対象外施設申請」を行い、表示基準に適合していることが認められた場合、「表示制度対象外施設」である旨の通知を受けることができます。表示制度対象外施設通知書にて通知を受けた建物は、防火安全上優良な防火対象物として、掲示することができます。

現在、積丹町では表示マークが交付されている対象物はありません。

### お問い合わせ先

北後志消防組合 積丹支署 予防係

〒046-0201 北海道積丹郡積丹町大字美国町字大沢 698-8

Tel.0135-44-2352

